

大阪地方裁判所委員会（第37回）議事概要

（大阪地方裁判所事務局総務課）

3月1日（火）に開催された大阪地方裁判所委員会における議事の概要は、次のとおりです。

1 日時

平成28年3月1日（火）午後2時から午後4時35分まで

2 場所

大阪地方裁判所第2会議室

3 出席者

（委員） 犬伏一人，岡村康行，黒田美佳，杉本壽，所千夏，中窪和弘，長田真里，森長敬，山野則子，松本岳，永幡無二雄，遠藤邦彦，小佐田潔（敬称略）

（説明者） 橋本一，矢野直邦

（事務担当者） 森純子，藤田敏之，山田和弘，高木忠弘

（庶務） 梶嘉恵，菅秋沙

4 配布資料

パワーポイントのスライド資料等

5 議題

裁判員制度について

6 議事

（委員長：■ 委員（学識経験者）：◇ 委員（法曹関係者）：○ 説明者，事務担当者及び庶務：▲）

(1) 大阪地方裁判所長挨拶

- (2) 委員異動報告及び自己紹介(遠藤委員)
- (3) 前回の振り返り
- (4) 意見交換



○：配布資料に辞退率のグラフが記載されているが、この数値は、選任手続の第1段階から第3段階のすべての平均値をとったものという理解でよいか。また、各段階における辞退率の分析は行っているのか、各段階での辞退理由についての分析を行っているのかについても教えてほしい。

▲：事前の辞退申出及び当日の辞退申出を併せた割合がこの数値である。第1段階と第2段階で辞退を申し出て認められた者の辞退理由は、平成26年度の数値(全国統計)によると、37.8パーセントが70歳以上や学生であること等を理由とするもの、26.4パーセントが仕事を理由とするもの、13.6パーセントが病気やケガを理由とするものであり、介護養育や子供がいることを理由とするものが続いている。裁判所に来てもらった上での第3段階の辞退理由は、これも同年度の数値になるが、約50パーセントが仕事を理由とするもの、約25パーセントが裁判員候補者や近親者が精神上あるいは経済上の不利益を被ることを理由とするもの、約7パーセントが介護養育等を理由とするものである。

○：各段階で何パーセントくらいの辞退申出があるかについて統計はあるのか。

- ▲：各段階における辞退申出率を算出することは可能であるが、今は資料を持ち合わせていない。
- ◇：仕事を理由とする辞退申出が多いとのことだが、例えば、労働基準法上雇用主側に特別な制度を設けることはないのか。
- ▲：雇用主側については、裁判員になるために仕事を休んだことによって不利益な扱いをしてはならないという義務が課せられている。有給休暇制度まで設けるかどうかについてはそれぞれの企業の判断に委ねられている。
- ▲：労働基準法第7条で裁判員に必要な休みを取る権利は認められている。また、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第100条にも、裁判員の職務を行うために休暇を取得したことによって不利益な扱いをしてはならないという雇用者側の義務が定められている。
- ：参加必要日数が増加傾向にあることに対し、現在の裁判所の取組について紹介されたい。
- ▲：まず、裁判所としては、裁判における争点をより明確にし、証拠を厳選し、裁判員の負担を最小限にすべく努力している。特に、重複した証拠を取り調べることは、裁判員に余計な時間を取らせてしまうことになり、現に裁判員の評判も良くない。その点を検察官や弁護人に伝えて、最良の証拠による審理を心掛けている。次に、前回の説明でも若干触れたが、検察官及び弁護士との間では、判決の後しばらくしてから、振り返り会・反省会を行っている。この会では、実際に公判に立ち会った検察官や弁護士が参加するほか、検察庁からは公判部副部長が、弁護士会からは刑事弁護委員が各1名傍聴し、話し合われた問題点や改善策等を持ち帰って研修などに用いてもらい、その後の事件における公判の充実や迅速な審理に役立てている。裁判所内でも、各部のノウハウを他の部でも用いるための内部検討会を行っている。
- ：補足すると、審理期間に関する裁判官の問題意識には変遷がある。制度が始ま

る前はトータルでの負担を軽減しようという点から、審理期間をなるべく短めに設定しようという問題意識で議論を行っていた。しかし、実際に裁判員裁判を行ってみると、確かに3日間で終わる事件もあるが、そうでない事件も少なくない。例えば、争いのある事件だと議論に要する時間もそれなりに必要になり、また、場合によってはクールダウンする時間も必要になってくる。そういうことが経験上出てくると、日数が短いことが必ずしもベストではなく、きっちり時間を取ることも大事なのでないかということになる。裁判員に選ばれた方からも、もっと時間が欲しかった、タイトな日程ではなく休憩も取りながらもっとゆったりとやりたかった等の感想を聞くこともあった。例えば、余裕を持って、午後4時頃に終わって少し休憩していただき午後5時頃に帰っていただいたほうがいいのではないかと考え、実際そうやってみると、良い感想が聞かれたりした。このように、裁判員制度が始まり数年は、審理期間をなるべく短くすることに意味があると考え議論していたが、その後は、裁判員に選ばれた方が納得して審理に加わるにはどうしたらよいかという問題意識に変化していった。他方で、ここ2年くらいは統計的に見ると参加率が減少しており、そのような観点からトータルの負担量も検討する必要があるのではないかと考え出している。裁判官は裁判員に選ばれた方の意見は聞いているが、選ばれなかった方あるいは参加しなかったけれど都合で参加できなかった方の意見は聞いていないのではないか。その点も改めて考えていく段階なのだろうと思う。ただ、審理日程の問題は裁判の内容に関することでもあり、ある程度余裕のある日程があれば、予定していた期日に証人が休んだ場合でも日程を調整することができる場合もあるが、日程に余裕がない場合は全ての審理が飛んでしまうことになるので、そういうことを含めて現場が悩みながら考えてやっているのだと思う。

◇：実際、身近で裁判員と接する機会が少ないと思う。そういう機会が多ければいろんな話が耳に入ってくるが、現状はほとんどの方がそういう話を聞くことなく

初めての経験をされていると思う。裁判を円滑に行うことは大切だとは思いますが、一方、選ばれた側にとって一番大切なのは、前回えん罪の話があったように、誤った判断をしてはいけないということだと思ふ。必ずしも審理期間を短くするのではなく、慎重に審理ができる環境を整えてもらうほうが、より適切な結論を出すために大切なのではと思ふ。審理期間を短くするなど効率的に考えることも大切だとは思ふが、それと辞退率とがどのように関連しているかは疑問である。何度か経験していたら時間がかかって困るといった話になるだろうが、そうでなければ辞退の大きな要因にはならないのではないかと思ふ。

◇：何日間期日が予定されているかはあらかじめ分かるのか。最低でもこれだけの日数がかかるということが分からないと受ける側の予定も立たないと思ふ。

▲：実際の運用では、事前に証人の予定などが分かっているので、例えば、1日目に冒頭手続と証拠調べ、2日目と3日目に証人尋問、4日目に被告人質問、5日目に論告と弁論、6日目から8日目に評議、9日目に判決、と具体的なスケジュールを立てて、その上で、この日程で裁判員裁判を行うので来てくださいと日程を示して呼出ししている。先ほど話があったように、裁判員の意見を聞くと評議にも余裕があったほうがいいということなので、なるべく充実した審理をするために、少し長めに日程を組むようになってきている。ところが、審理日程とリンクしているのかは分からないが、出席率は低下している。審理の充実と裁判員にかかる負担との両立にはジレンマも感じている。

◇：あらかじめ日程が分かっているのであれば予定も立てやすく、良いと思ふ。

◇：前回、裁判員経験者のアンケート内容がとても肯定的だったように記憶している。このアンケートには、例えば、当初は満足度が高かったが最近は落ちているなど、満足度の推移はあるのか。口コミで広がる影響は大きいと思ふ。

▲：裁判員経験者の事後の感想については、制度のスタート当初から現在まで好意的な意見を述べられている方が9割以上という結果が続いており、大きな変化は

ない。

◇：そのことをどういった感じで広報しているかが問題だと思う。役所の広報は読む気が起らないことが多く、機能していないのではないか。裁判所らしくない広報で、裁判員は良い経験になるのだということをいかに強く打ち出せるかだと思う。裁判所のグルーピングを突き抜けた広報をやっていただきたい。

■：具体的なアイデアがあればお聞かせいただきたい。

◇：昔、アメリカの映画で陪審員の映画を見て、とても印象に残っていた。映画製作という大きな話になるかもしれないが、もっと大きく発想を変えて裁判員をPRされたらよいのではないか。

◇：制度が始まる前から取材に関わってきて、その頃を思い出すと、報道もたくさんされたこともあって当初の80パーセントという出席率になったのではないか。しかし、この数字は元々高すぎたのではないかという話もあった。制度に対する関心や新鮮味が薄れてきたというのもあるのではないか。裏返すと制度が定着したということであろうが、関心が低下しているとすると良くないことだと思う。裁判員経験者の声をどのようにいかにするか。ある大学教授が、裁判員経験者の生の話がもっとも強い広報である、説明会も大事だがいかに社会にその声を伝えるかが最大の広報であると言っていた。ではどうすればいいか。昨年10月に名簿に基づき通知を発送したとのことだが、その際に最高裁長官のメッセージを同封したと聞いた。これにヒントを得て、事案に応じて同種事例を経験された裁判員経験者のメッセージを同封するとか、超長期審理経験者の声や感想をマイナス面も含めて同封するといったことが考えられると思う。

◇：裁判員候補者に具体的な日程を伝えるのは第2段階だという話に関連して、先ほど、各段階についての統計は取っていないとの説明があったが、第2段階以降での辞退率が上がっているのであれば日程面が原因だと推測できる可能性があると思う。対策を検討するにあたっては、原因を分析し、仮説を立てることにな

と思うが、数字を取らないとその検討ができないと思う。

▲：辞退を認められた方全体に占める第1段階で辞退申出をされた方の割合は44.8パーセント、第2段階は48.8パーセント、選任手続期日当日の第3段階は6.4パーセントである。これを見るとほとんどの方が裁判所に来ることなく辞退が認められたことになる。

◇：全体の数字からすると高い割合だということは分かり、対策が必要だと思うが、例えば、この点の数字が上がっているとか、その理由が例えば仕事を理由とするものなどでもまた違ってくるのではないかと思う。

▲：年別の数値は取れるが、理由別の変化までは分析したことはないので、今後、指摘を踏まえて、分析することも検討したい。

◇：今の説明は、辞退者全体をベースにした数字という理解でよいか。

▲：そのとおりである。

◇：仕事をしていると審理期間の長さが辞退理由につながると思うが、先ほどの説明によると、仕事を理由とするものが26.4パーセントということなので、審理期間の長さが辞退の要因ではないように思う。

◇：第2段階での辞退申出について、仕事を理由とするものというのは、配布資料にもあるように、「自らが処理しなければ事業に著しい損害が生じるおそれのある重要な用務」に該当するという理解でよいか。

▲：そのとおりである。

◇：これは自己申告制か。

▲：理由を書面に書いてもらったり裁判所に来ていただいて口頭で述べてもらったりして最終的に判断している。

◇：介護養育を理由とする場合などにも証明書は必要なのか。

▲：候補者の方に送付する通知では、証明する資料があれば併せて送ってくださいとお願いしているが、必ずしもないといけないというものではなく、書面に書い

てもらった内容や話してもらった内容のみでも判断している。

◇：皆仕事が忙しいだろうし証明資料はなかなか送ってもらえないと思う。例えば、その期間職場を離れることはできません、という話があれば辞退申出を認めているのか。

▲：経験上、仕事を理由とするものでは職務の内容や発生する損害等を具体的に書いてくれたり、期日当日に申告してくれれば、それだけでも判断している。

◇：そういう状況であれば、なかなか簡単には解決しない問題だと思う。前回の話にあったように、経営者としては参加を勧めたとしても、働く立場からすると、選ばれたので行ってきますとはなかなか言えないだろう。改善するための働きかけをどこに絞るか考えないと効果は生まれえないと思う。

○：五、六日間の裁判員裁判が終わって裁判員に感想を聞いたとき、このくらいだと協力も得やすいし何とか参加できるが、これ以上はなかなか厳しいという話があった。業種や立場にもよるかとは思いますが、どのくらいの日数なら許容してもらえるものか。実務的には、日数は裁判の内容によるが、半日くらいは余裕を持ったスケジュールを立てている。また、1週間あれば月曜日、火曜日に審理をして水曜日を休みにするなど、裁判員に参加してもらいやすいように工夫しており、ノウハウが蓄積されつつある。間に休みを入れる柔軟なスケジュールで、延べ日数として許される範囲について、参考とさせていただきたいのでお尋ねする。

◇：今の日本では1週間でも難しいと思う。欧米では休暇を1か月取ったりするが、日本はお盆などでない限り1週間も取れない。日本人に対して1週間裁判員をやらせというのは抵抗があると思う。一方、欧米では陪審員がひとつのステータスになっているので、1週間と言われても抵抗はないと思う。そういう国民性や雰囲気を作るのが大事である。

◇：職種によると思う。大学は比較的自由な時間が多いので対応できると思う。病院は現場仕事であるため、1週間が限度かなという印象である。ましてや代替者

がいなければとうてい難しい。この場にはいろんな職種の方がいるので、それぞれの話が聞けると参考になると思う。

◇：前回、社員には参加を勧めると話したが、10日となると非常に厳しい。会社としてカバーしないといけないので、直感的には5日くらいが限度かと思う。5日といっても、連続5日は難しい。飛び飛びであれば、中小企業でも対応できるかなという印象である。1つの事件に対して選任されるという現在の運用では選択肢が狭いので、例えば複数の事案の中から選べるシステムだと多少参加しやすくなると思う。

○：現在は特定の事件について指定して、参加するか、しないか、イエスかノーかという制度である。選択肢を増やすと長期審理の事件に参加するという方は少なくなるのではないかと思う。

◇：長期審理の事件だと職種によっては絶対に行けない方もいる。そうすると、裁判員になれる方が非常に限られてしまい、世間一般を代表できないリスクがあるように感じる。

○：個人的経験として、審理から判決まで3週間くらいの事件はしたことがあるが、裁判員には仕事をされている方がきちんと入られていたように思う。長期審理だからといって裁判員の構成が普段と大きく違う構図になるかというところでもない印象も持っている。

▲：40日間に20日ほど来ていただくという事案を2回経験したが、いずれの事案にもごく普通の社員が複数入っておられたように記憶している。ただし、それは偶然だったのかもしれないので、それでよしとはできない。委員がおっしゃっていることは当たっているので、その点については検討しなければいけない。

◇：身近な職場で今年裁判員になり職場を離れた方がいる。社会的に意味があるなど企業側の理解が進んでいるところだと対応できるのだと思う。裁判員制度に協力していることが優良企業である、企業的に価値があるというバックアップを、

裁判所と企業とで協力して制度に含めたらいいのではないか。

◇：私は個人で設計事務所を主宰している。一人事務所なので判断するという意味では参加しやすいのかもしれないが、例えば9日間事務所にいないとなると事務所が回らなくなるので、その場合は断ることになる。日程だけの問題ではなく、来られる方の層によってもそれぞれ違う事情がある。それに、会社に属しているわけではないので、裁判員の情報を得たくても手に入れる手段がない。例えば、広報誌で裁判員に関する動画が見られるURLを紹介するなど、文字で裁判員経験者の感想を読むよりもリアルな意見を声で伝えてもらったほうがインパクトがあって分かりやすいかと思う。日程だけではなく多角的に検討すべきである。

■：現在の裁判所では、出張説明会、裁判所での参加型説明会、ホームページと3つの手段で裁判員制度の広報をしている。他に裁判員制度について関心や興味を持ってもらえる方策やアイデアがあれば伺いたい。

◇：一昨年、会社内で裁判所の出張説明会をしてもらった。また、制度発足時は検察庁にも来てもらった。参加した者の感想として、裁判員制度についての理解が進んだ、これだったらやってみてもいい、部下が選ばれたらやってみろと言う、などの話があった。いろいろなPRの方法で広報をされたほうがいいと思う。

■：裁判所から出向いたほうが参加しやすいものか。

◇：参加型説明会だと人数にも限りがあるだろうし、参加しやすさという面では出張説明会の形が良いと思う。ただし、そこはケースバイケースで、実際の法廷を見てみるとか部屋の確認をするという意味ではこちらから裁判所に行ったほうが望ましいと思う。

◇：SNSは使わないのか。

■：使っていない。

◇：業界団体にはアプローチしているのか。

▲：出張説明会が主かもしれないが、例えば、商工会に伺ったことはある。また、

保護司の集まりに伺っているいろんな職種の方にお話をさせてもらったこともあるが、業界団体という意味では少し異なるかもしれない。

◇：中小企業だと説明会のような内容をあまり聞く機会がないので、そういう意味では業界団体へのアプローチがいいかもしれない。意義目的が分かるとモチベーションも変わってくる。

◇：設計事務所でいうなら、各都道府県に1つ、建築士会とか建築士事務所協会がある。そこで説明会を行ったら目につく方は増えるかもしれない。

■：そこでは普段から組織立って研究会などを行っているのか。

◇：個人で興味のあることや裁判になるような案件について勉強会を計画している。裁判員というテーマに触れられる機会があるといいと思う。

◇：日本には非正規雇用者が増えており、正規雇用者であれば仕事を休んで参加することもできるだろうが、非正規雇用者だとそうはいかず難しいだろう。非正規雇用者のことも考えなければならない。

▲：集中的に行うのではなく審理を1日空けたりしているケースが増えていると申し上げたが、それは、連続する日程だとシフトの関係で厳しいなどとアンケートに書いていただいていた結果だと聞いている。

◇：非正規雇用者の裁判員経験者についての統計はあるのか。

▲：見たことがない。

◇：辞退率が増大していることと非正規雇用者の関連性についての統計はどうか。制度発足当時と現在とでは社会情勢も変化していると思う。

▲：裁判員の職種別統計では、半分はお勤めの方となっている。ただし、パートやアルバイトの方も一定数いる。審理期間が短い事案と非正規雇用者とがリンクするような統計は持ち合わせていない。

◇：先日、裁判所のホームページを見て、裁判員制度のページが裁判員の方々の感想などで充実していることを知った。ただ、そこに行きつく方法がない。以前、

職場で、若者向けの啓発の動画広告を動画サイトにアップしたことがある。クリックするとそのページに飛ぶというものであった。裁判所においても充実したホームページがあるので、そこに誘導するリンクを張るなど考えたらどうか。

◇：高校や大学で裁判所を知るというプログラムを科目の流れで一コマ入れることはできないのか。裁判員制度は当たり前なのだというように若者が育つ環境が必要かと思う。裁判所はインターンシップのような制度はあるのか。

○：法廷傍聴は自由なので、傍聴後に裁判官とディスカッションすることはあるかもしれないが、裁判事務を扱っている関係もあり、内部に入って一緒に議論することは難しい。法廷傍聴プラスアルファくらいを行っていると思う。

◇：高校生への実習指導とは少し異なるかもしれないが、裁判所の中でどういう仕事をしているのかを紹介する機会はないのか。

■：夏休みに小学生と中学生を対象とした模擬裁判を実施している。

○：高校では、模擬裁判の甲子園という、クラブ活動の一環として競い合う企画が弁護士会で実施されている。

◇：良い取組だと思う。興味ある方だけでなくそれを必須化すればいいのかもしれない。

◇：配布資料の中に全国の裁判員の職業内訳があるが、これを見ると、思ったより「お勤め」の方が多い印象である。このグラフの内訳が、どの事案でもおおよそ同じようなものであるなら、どこに働きかけたらいのか一つの目安になるかもしれない。

◇：極端な話になるが、国民全員に意識を持たせるという意味で一度、第1段階の通知を全員に出してみたらどうか。

◇：高齢などの理由による辞退者が一定数いることは間違いないので、辞退率の上昇よりもむしろ出席率が下がっているほうが問題なのではないかと思う。制度に対して興味を持っていない方が増えて制度の重要性を認識していないのが問題

ではないか。その点についてのアプローチを考えているか教えてほしい。

▲：興味を持っていない方が増えているのではないかという点は気になっており、インターネット上で「行かなくても罰則を受けないのではないか」といった記事があるのも事実であるので、そういう方たちに来てもらうにはそれを超えたメリットがないといけない。そうでもないという宣伝を打つかどうか、そこまでするかどうかという点になると思うが、委員がおっしゃるようにこの点も考えていかないといけないと思う。

○：出席率は必ずしも低くはないように思う。なるべく関心を高めていく方向が正しいと思う。裁判員制度は法曹三者が一致して推進を図ってきた制度である。現代はSNSやブログでの発信が有力な情報ソースになっているが、裁判所でそれらのソースを利用するのは難しいと考えられ、ホームページで広報するのが精いっぱいだろう。そうすると、SNSで発信するのは裁判員経験者になるだろう。そこで問題になるのが守秘義務である。前回、評議の内容は守秘義務の範囲だが、裁判員としての経験や感想は守秘義務の範囲ではないという話があったが、その線引きが難しいと思う。それであれば、裁判所としては、裁判員経験者には良かったこと、悪かったこと含めて積極的に発信してくださいと働きかけるのが良いのではないか。炎上することもあるかもしれないが、それで関心を持ってもらえるのではないかと思う。

▲：ホームページに裁判員経験者との意見交換会を紹介しているページがある。自分が意見交換会に出た感想としても、守秘義務については、仕事におけると同様当たり前のものと理解されている印象である。守秘義務があって良かった、そのおかげで自由に話せたという感想をいただいている。個人的には、守秘義務を緩めるという意味で裁判員経験者にどんどん経験を発信してくださいと言うつもりはないが、守秘義務の説明を分かりやすくすることは考えないといけないと思う。裁判員経験者からは、生の裁判を見ることができて良かった、ドラマとは違

っていた、こういう形で決まっていくなことに興味を持てた、他人の人生について深く考えることはなかった、いかに自分に深く考える力があるか知る良い機会となった、という良い感想を現にいただいているので、そういう感想をどんどん発信していただけたらと思う。裁判員経験者との意見交換会では、守秘義務があつて困るという感想はあまりないという印象である。

■：前回、えん罪となるおそれ、破棄されるおそれ、守秘義務などに関して各種の不安や負担を感じる事が辞退率増加や出席率低下の要因として考えられるのではないかと意見をいただいたが、国民が裁判員裁判について有する精神的負担にはどのようなものがあると考えられるか。それに対してどういう対策をとり得るかについて伺いたい。

◇：遺体写真の扱いは、検察官はできるだけ生々しい写真を見てほしいと思うだろうし、立場によって異なると思う。裁判員の立場で正しい判断をしようと思うと生の情報を見たほうがいいのかとも思うし、その点、法曹三者それぞれの立場から、どのように考えておられるか教えてほしい。

○：人を裁くという立場からすると、ありのままの事実を見ていただいたほうが良いというスタンスだが、不要な情報まで見ていただく必要はなく、その要不要の判断が立場上分かれている。犯罪死は想像を絶していると思うので、検察官は血の量や顔を映さないことで配慮しているが、この点はいつももめるところである。

○：犯罪事実に争いが無い場合は、生々しい写真を見ることによって過度の重罰意識が生まれる傾向にあるのではないか。そういう場合には絵にするなどして不必要な立証をする必要はないと聞いている。弁護士の立場からすると、できるだけ抽象化するのが望ましいと考える。

○：難しいのは、精神的負担というアプローチからだと負担をかけないほうが良いということになるが、例えば死因を争っている事件の場合、ここには出血があるの

でこれこれのことが言えるという医者のお話を判断をするにあたり、写真を白黒にしてしまうと血なのかシミなのか判別できなくなることもあるだろう。他方で、我々法曹はこの仕事をしている以上、負荷を受け入れる覚悟を持っているが、国民の義務として参加されている裁判員はある日突然抽選で選ばれた方々なので我々とは当然違いがあるだろう。突然無作為に選ばれた裁判員の方にどのような負担をかけるのかという観点からは、立証の在り方を変えないといけないというのが議論の出発点で、なるべく丁寧な取組をしようと思っているし、また、この点については個人差がかなり大きいと思う。裁判官も昔の慣れていなかったころを思い出し、アプローチの仕方を検討していると思う。ただし、裁判員には自分で判断していただかないといけないので、必要な情報は見ていただかないといけない。そこでせめぎあっているという印象である。

▲：公判前整理手続で検察官と弁護人の話を聞いて、取り調べる必要があるかどうかを吟味して判断している。議論を尽くした上で遺体写真の取調べが必要不可欠となったら、選任手続の時点でそのような写真を取り調べると予告して、不安がある方には辞退申出をしていただいて辞退を認めている。また、証拠調べの前にも再度検察官にその旨アナウンスしてもらい、映す時間もあらかじめ数秒といった短い時間に決めて映したり、証拠調べの後に休憩を設けてその感想や体調を伺ったり、判決が出るまでにも体調に問題がないか何度も繰り返し声をかけたりして配慮をしている。死刑判決の場合、宣告後も必要に応じて裁判官から声をかける例があると聞いている。

◇：こころのケアの専門家はいないのか。

▲：メンタルヘルスサポート制度があり、サポート窓口を民間業者に依頼している。カウンセリングも無料で5回受けられる。こういった制度があることを裁判員の方々には最初の日にお知らせしていて、遺体写真を取り調べる事案では裁判官や裁判所職員が審理途中にも状況に応じて繰り返し説明している。

- ◇：映像で遺体写真など刺激の強いものが流れると、それを見た裁判員は、実際、不安や支障についてどういう話をしているのか。
- ▲：意見交換会での発言を見ると、写真を見てショックを受けたという方は確かにいる。一方、カラー写真が必要だったという方からは、写真を見ると血が出ていたので痛い思いをされたのが分かったという意見が、白黒にしてもらってよかったという方からは、カラー写真だと脳に焼き付くと思う、医者が傷口について詳細に説明してくれて、弁護士からも詳しく説明があり、どういうふうに治療したかなどとてもリアルだったのでカラーじゃなくてもよく理解でき白黒で十分だった、白黒にしたという配慮を感じたことで、告知なく白黒にもらったであろうときよりも更にショックが和らいだという感想があったので、やはり配慮は必要であると考えます。
- ◇：法医学の授業で実際に遺体写真を見たことがあり、そのときは1週間くらい動物性蛋白質が取れなかったことを記憶している。積極的にその授業を選択した私でさえ今でも話を聞くとそのときの写真が頭によみがえるので、普段見慣れていない方々にとっては怖いものだと思う。
- ：最近では防犯カメラに事件が映っているものも多い。そのような事件では、必要があれば防犯カメラの映像を見ていただくことになるが、心理的負担という点では、そのような映像よりも、例えば、被害者が亡くなった状況を頭で想像してしまい、頭の中で想像したイメージでだんだんとしんどくなってしまったり、そういう事件に正面から向き合って判断を下すこと自体が重たい気分になるということもあり得る。審理が進むにつれて状況が分かってきて、明日から評議があるな、と考えたりいろんな要素が重なったりして、昨日はあまり眠れなかったという話にもなる。日頃心がけているのは、刑事事件という重たいものを捉えて判断すること自体負荷のかかる作業をしていただいているのだから、すべての事件について細かな配慮をする必要があるということである。

- ◇：裁判員制度は非常に専門性が高い制度だと理解している。傷を見せるにしても、専門家であればこの傷であればこの結果になるということは分かるが、一般人が傷を見たところで残虐性は理解できても死因まで判断できるものなのか。素人でも大丈夫だときちんと説明はされているのだとは思いますが、その点もきちんと考えていかないといけないと思う。
- ：残虐性を立証するためだけの証拠調べはしないだろうと思う。死因に争いがあるって、解剖医の証人尋問を行った場合に、ここにこの傷があったからこう考えられると説明があった場合に、例えば、この傷があったこと自体やその評価に争いがあるときは写真を見ていただいて確認していただいている。
- ◇：死因はこれですと言われても、医学部の先生なら分かるだろうが、普通の方は分からないのではないかと。
- ：そこは分かりやすいように専門家に説明していただいている。納得できるまで分かるかどうかであり、分からなければその主張は認められないという判断をすることになる。
- ◇：素人が説明を聞いてすぐに納得できるのか、そこが疑問である。
- ：検察官が分からないと裁判員は絶対理解できないので、まず医者に話を聞くときには平易な言葉に戻していく。ただ、それだと正確ではないという言い方をされるので、表現の仕方はすり合わせをする。検察官が理解できたとなると、次にそれを伝えるのが検察官の仕事なので、聞き方を工夫して、裁判員の様子を見ながら分かってもらうようにしている。例えば、殺人未遂で、犯人とされる被告人の犯行態様に争いがある場合、医者話を聞いてもどちらか分からないということになると、疑わしきは被告人の有利にという原則が働くので、被告人の主張どおりの事実が認定されることになる。そこは検察官がどこまで立証できるかという話である。
- ◇：国民が裁判員をためらう理由は、専門性の高い領域に素人が参加して判断しな

いといけないということに抵抗があるからではないか。

■：そういった抵抗をなくすための方策について伺いたい。

◇：教育だと思う。小学校，中学校から徐々に慣れていくしかないと思う。

■：裁判官は法律の専門家であってもそれ以外は特に専門家というわけではない。

医学的な点については一般の方と特別変わることはない。

◇：素人がぱっと言われて理解できるのかというと，そうではないと思う。

■：その点は広報とも関連すると思う。一般の方も裁判員ができるということについて疑問や不安を述べられる方はいるか。また，そういった場合，現場では，どのように説明しているのか。

○：選ばれた直後にどう思っていたかということを経験が終わった後に伺うと，個人的印象であるが，やってみたかったという人が3分の1，しかなかったという人が3分の1，どちらでもないという人が3分の1という印象である。しかなかったという理由の多くが難しい判断をすることに自信がないというものである。しかし，実際は，素晴らしいことに全員「できて」しまう。広報としては，素人の方でもできるのだということをきちっと伝える必要があると考えている。

◇：そこだと思う。簡単ではないけれど，参加したらできるようになるということを経験者が知らないといけない。だから，小さな頃から教育をして，大人になっても全員がきちんと判断できるようになるということを経験者が伝えることが必要だと思う。

■：裁判員制度が始まる前からそういった広報は行っているが，今後も続けていったほうがいいということか。

◇：制度が始まる前は誰も経験がなかったが，今は経験者もいるのだから，その声を反映させて，みなさん大丈夫ですと伝えないといけないと思う。

○：前回，えん罪が起きた際の心理的ケアについて，死刑判決と同様に裁判が終わってからも裁判長が声掛けをして様子を伺うとの話があったが，実際，一審で確

定することは少ないと思う。そうすると、確定するまでに何年もかかることがあり、全部の裁判長がケアにあたれるとは思えない。その点どうやって心理的ケアをされているのか。裁判所の中で制度化されて、何年か経てばあるいは確定時にそういった声掛けをしているのか。また、判決の後、二審や三審の結果がどうなったのか裁判員経験者には知らされず、情報のフィードバックがされていないと聞いている。情報提供という意味での継続的な心理ケアが望ましいと考える。

▲：裁判所として制度化しているものではない。あくまでも担当する裁判長ないし裁判官が自己の判断で行っているものと承知している。個々の事件の上訴審の結論についても、担当した裁判官の判断によるもので裁判所として統一的な取扱いをしているというわけではない。中には、事後の結果を知りたいという希望があった場合に、その時点で判明していたらお知らせすることもあるかもしれないが、事後審の判断はいつ出されるか分からないし、裁判員の仕事は判決宣告で終了するので、基本的には事後に連絡をしてお伝えすることはしていないのではないと思う。

◇：希望があれば結果を教えてもらえるのか。

▲：結果がいつになるか分からないのでと説明して、我々としては1つの判断をしたのだから、後のことは気にかけず、1つの仕事を終えたということで納得していただいているのではないと思う。

◇：気になっているのに教えてもらえないというのは、希望者にとっては未解決のままにしんどいことになると思う。

○：制度化については、希望される方もいれば希望されない方もいるので、一律のシステムは作れない。また、事後の連絡をするとすると、秘匿の個人情報をずっと保管することになるがその問題もある。そうすると、最初に希望したら教えてもらえるけど後から希望した場合はどうなのかという議論も起こり得るので、各裁判官の判断に委ねられているのだと思う。また、裁判官の異動もあるので、

一定期間を過ぎると対応は難しくなる。

◇：ホームページでも結果が簡単にたどれるようになったら、それだけでも裁判員
経験者のケアにつながると思う。

7 次回のテーマ

民事調停制度について

8 次回期日

平成28年7月4日（月）